

豊明市教員の多忙化解消プラン

平成30年3月
豊明市教育委員会

【プラン策定の趣旨】

教員の長時間労働の改善は、教員が一人ひとりの子どもに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個別に応じた指導を実現していくための重要な課題であるため、保護者や市民の理解を得ながら、豊明市教育委員会、市内小中学校とともに、教員が学習指導、生徒指導などの本来的な業務に専念できる環境づくりを進める。

【基本的な考え方】

「教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに十分配慮し、各教員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えていくことは、学校設置者の責務であり、質の高い教育を持続的に行っていくための基盤である。」

【達成すべき目標（指標）：在校時間^{*}が月80時間を超過している教員の割合】

<平成28年度時点>

小学校【市】10.5%【県】10.8%、中学校【市】46.4%【県】38.7%
(小学校・中学校：平成28年11月)



<平成30年度> 現状数値の半減以下を目指す

小学校【市】5.2%【県】5%以下、中学校【市】23.2%【県】20%以下



<平成31年度> 小中学校ともに0%を目指す



<平成32年度>

小中学校0%を継続しつつ、国の働き方改革の動向を踏まえ新たな目標を設定

* 在校時間：休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間（8時間30分）以外に自主自発的に業務に従事した時間

【具体的な取組の柱・進捗状況の点検】

改善【Action】

4つの取組の柱【Plan】

(1) 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

(2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

(3) 部活動指導に関する負担の軽減

(4) 業務改善と環境整備に向けた取組

点検【Check】

多忙化解消検討委員会

- ① 豊明市教育委員会
- ② 市教頭会議 <2学期>
- ③ 市校長会議 <3学期>
- ④ 市衛生委員会 <3学期>

実行【Do】

【4つの取組の柱の内容】

取組の柱（1）長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

- ① 在校時間調査の改善
- ② 学校における在校時間管理の徹底
- ③ 勤務時間の割振の適正な実施
- ④ 全市的な学校の開錠・施錠時間等の設定
- ⑤ 夏季休業中の学校閉校日の設定
- ⑥ 人事評価等を通じた管理職の意識改革の促進
- ⑦ 教職員のメンタルヘルス対策の推進
- ⑧ 保護者・県民に対する周知・啓発キャンペーンの実施
- ⑨ 実態に見合った教職調整額とするよう国に要請

取組の柱（2）業務改善に向けた学校マネジメントの推進

- ① 学校の業務改善目標の位置付けの明確化・学校評価の活用
- ② 学校マネジメントに関する体系的な研修の実施
- ③ 事務職員の学校運営への参画、学校事務の共同実施の推進

取組の柱（3）部活動指導に関する負担の軽減

- ① 休養日及び活動時間についての方針等の策定
- ② 学校経営案に部活動の運営方針を明記
- ③ 学校教育活動の一環としての適正な部活動指導の実施
- ④ 中小体連、高体連、競技団体との協議の実施
- ⑤ 外部指導者及び再任用教員の活用、部活動顧問への支援
- ⑥ 教員表彰における部活動指導の取り扱い
- ⑦ 休日の部活動指導に関する手当の改善の検討
- ⑧ 「総合型地域スポーツクラブ」の育成
- ⑨ 教員の勤務時間外における部活動運営の手法の研究

取組の柱（4）業務改善と環境整備に向けた取組

- ① 取組実践検証校における教員の業務の精査、成果の普及啓発
- ② 教育委員会が実施する会議、調査、研修、研究指定校等の精選
- ③ 学校給食費の徴収・管理業務の改善
- ④ 校務支援システムの活用
- ⑤ 専門スタッフ等の配置の拡充
- ⑥ 地域が学校を応援する体制整備への支援
- ⑦ 教職員定数の改善

取組の柱（1）長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

- ① 在校時間調査の改善
- ② 学校における在校時間管理の徹底

【導入】タイムカード機

【導入】タイムカード収納ラック（20cm×50cmのラックを2つ）

【努力義務】定時退校日の追加設定（月1回→月2回）

【努力義務】早く帰宅する呼びかけ

【努力義務】年休の取得の呼びかけ

【努力義務】仕事の削減

- ④ 全市的な学校の開錠・施錠時間等の設定

【導入】平日：電話の夜間切り替えの実施（遅くとも19:00までに切り替え）

【導入】休日：電話の夜間切り替え対応

【導入】標準開錠時間を7:00、標準施錠時間を遅くとも20:00を目途とする。

- ⑤ 夏季休業中の学校閉校日の設定

【導入】行事を行わない期間を学校閉校日にする。

【要検討】学校閉校日に警備員等の配置

取組の柱（2）業務改善に向けた学校マネジメントの推進

- ② 学校マネジメントに関わる体系的な研修の実施

【導入】必要に応じて、SSWが、いじめ・不登校対策委員会、校内教育支援委員会等に参加する。

取組の柱（3）部活動指導に関わる負担の軽減

【導入】別紙「中学校の部活動のあり方について（まとめ）」参照

取組の柱（4）業務改善と環境整備に向けた取組

- ② 教育委員会が実施する式典、会議、調査、研修、研究指定校等の精選

【導入】着任式を簡素化する。

【導入】教育研究発表会・教育講演会を割愛する。

【導入】小学校陸上競技大会を平成31年度より割愛する。

【検討】3中学校音楽会を平成31年度より割愛する。

【検討】作品展を平成31年度より割愛する。

【導入】行政や外部からの各種依頼を精選する。

- ④ 校務支援システムの活用

【導入】校務支援ソフト（EDUCOM）を活用する。

- ⑤ 専門スタッフ等の配置の拡充

【導入】3～4月に交換便を毎日実施する。

【要検討】SSWの増員



中学校の部活動のあり方について（まとめ）

愛知地区部活動検討委員会

1 保護者への通知について

- ◆平成30年度における「部活動のあり方」の通知文を平成29年度末に出す。
- ◆愛知地区部活動検討会において話し合いを行った結果としての通知文とし、小学校6年・中学校の保護者向けに教育委員会連名で出す。

2 通常期間の活動について

- ◆平日の1日は、休養日とする。
- ◆土日のうち1日は、休養日とする。（ただし、日曜日に大会がある場合は土曜日の練習を認めるが、月内に代替日を設ける。）
- ◆家庭の日は、休養日とする。
- ◆テスト週間・期間は、休養日とする。
 - *土日の代替日は土日で設定することを基本とする。
 - *大会出場により休養日を設定できない場合は、1か月間（月初め～月末）に平日も含め代替日を設ける。
 - *「家庭の日」、「テスト週間・期間」、「年末・年始休業日」は、代替日の対象とならない。

3 長期休業中の活動について

- ◆土日祝日は休養日とする。
土日祝日に大会がある場合は、平日を代替日とする。
- ◆「会議、行事等を行わない期間」（8月中旬）は、休養日とする。
- ◆年末・年始休業日は、休養日とする。
- ◆1日練習を行う場合は、翌日は半日練習または休養日とする。

4 クラブと称する活動について

- ◆部活動の継続と見なされる自校生徒のみを対象とした教員のクラブ活動は認めない。
- ◆下校後、指導者が異なり場所を替えての活動は、部活動とはみなさない。

5 各種大会について

- ◆大会は以下の通り。
 - ・中小体連が主催するもの
 - ・各競技種目の連盟主催、協会主催のもの
 - ・目的が中小体連のシード校決定であるもの
 - ・各市町とのつながりのある高等学校が主催するもの
 - ・連盟主催のコンクールや地域の催し物に参加するもの
- ◆その他の大会は、各部において生徒の体調管理を考慮して参加する大会を精選する。

6 今後の課題

- ◆3連休、4連休の場合の活動日の確認。←平成30年度に検討
- ◆朝練習のあり方。←平成30年度に検討

